

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 2 - 1
処分の種類	敷設許可の取消			
根拠法令条例等・条項	専用軌道規則第6条			
処分の概要	許可を受けたものが法令又は法令に基づいて為す命令又は許可若しくは許可に付した条件に違反し、その他公益を害する行為を行ったときには、都道府県知事は許可の全部又は一部を取消す			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			